

28中政企第774号  
平成28年8月30日

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会会長 様

中野区長 田中 大輔

### 中野区ユニバーサルデザイン推進審議会への諮問について

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会条例第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

### 記

#### 《諮問事項》

ユニバーサルデザイン推進に係る条例制定や、条例に基づく推進計画策定を見据えた、基本方針や目指すべき将来像、区・区民・事業者等の役割、及び将来像を実現するために必要な方策等に関する考え方について

#### 《諮問理由》

区は、これまで、高齢者、障害者、外国人など様々な区民に対し、その特性を踏まえ、誰もが同様にサービスを受けられるよう施策等に取り組んできたところです。今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や高齢化、グローバル化のますますの進展等を踏まえ、誰もが障害なく生活ができ、社会参加が進む「まち」を目指していくことが必要です。

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」が施行され、これに伴い、障害者に対する配慮の充実、不当な差別的取扱いの禁止、相談や紛争解決の窓口明確化等が地方自治体に対して義務付けられることになりました。

区は、これを契機としまして、障害の有無のみならず、年齢、性別、国籍などにかかわらず、多様な人々の自由な社会参加が進む「まち」を目指して、都市や生活環境を設計する「ユニバーサルデザイン」の考え方を踏まえたまちづくりを目指すこととし、区、区民、事業者等が協働して取組を進めていくために、指針となる条例の制定や推進計画の策定を進めていきたいと考えております。

つきましては、以上の趣旨を踏まえ、ユニバーサルデザインの推進にあたっての基本方針や目指すべき将来像、区・区民・事業者等の責務、及び将来像を実現するために必要な方策等に関する考え方についてご審議をお願いするものです。